

奈 政 行 第 20 号

平 成 27 年 9 月 25 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 山 口 裕 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

V. その他市税に関する事項について

1. 税金管理システムについて

(2) 結果及び意見

① システム管理に係る手続きを明確化するべきである

(情報政策課)

【監査結果】

ホストコンピュータシステムは情報政策課、収納支援システムは滞納整理課で管理している。情報政策課ではシステム改修に係る、プログラムやシステムの仕様書が未作成のものがあり、その結果、導入からの改修履歴が網羅的に把握されておらず、現在のシステム構成を容易に把握することが難しい状況となっているシステムが一部ある。このように分かりづらくなったものについては、システムの内部構造を再構築するか新しいシステムに移行して適切な運用を行う必要がある。

【措置の内容】

平成25年度から、奈良市情報システム最適化計画に基づきパッケージシステムの導入を進め、平成27年1月に新総合税システムが本稼動しました。旧来のホストコンピュータでは、長年の改修等の積み重ねにより、システム構成が複雑化し、システム全体を把握することが難しくなっていました。新システムに移行したことにより、適切な運用を行っております。